利

旧 用地調査点検等技術業務共通仕様書

用地調査点検等技術業務共通仕様書

令和2年6月1日 用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知 <沿革>令和3年6月25日用第1158号 <沿革>令和5年6月29日用第1164号 <沿革>令和6年3月28日用第1265号 令和2年6月1日 用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知 <沿革>令和3年6月25日用第1158号 <沿革>令和5年6月29日用第1164号

(成果物)

第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

 $-\sim$ 三 (略)

(削る)

 $2 \sim 4$ (略)

(個人情報の取扱い)

第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

附則

この仕様書は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

(成果物)

第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

 $-\sim$ 三 (略)

四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。

 $2 \sim 4$ (略)

(個人情報の取扱い)

第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附具

この仕様書は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に用地調査点 検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附則

この仕様書は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附則

この仕様書は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この仕様書は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に用地調査点 検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附則

この仕様書は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附則

この仕様書は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。